＜ 働き方改革推進支援助成金＞　※ 中小企業のみ

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等に対して助成

No.	内　容	助　成　額
①	適用猶予業種等対応コース（ ① 建設業 ② 運送業 ③ 病院等が対象 ）	
	時間外労働の削減や週休２日制の推進（建設業）、勤務間インターバル制度の導入（運送業及び病院等）等に向けた環境整備に取り組む場合	・取組みの実施に要した経費の 3/4～4/5 ・１企業当たりの助成上限額の合計 350 万円（①）・400 万円（②）・450 万円（③） 賃金加算あり（更に 15 万円～最大 480 万円加算）
②	労働時間短縮・年休促進支援コース	
	時間外労働の削減、特別休暇や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む場合	・取組みの実施に要した経費の 3/4～4/5 ・１企業当たりの助成上限額の合計 250 万円 賃金加算あり（更に 15 万円～最大 480 万円加算）
③	勤務間インターバル導入コース	
	勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入に取り組む場合	・取組みの実施に要した経費の 3/4～4/5 ・１企業当たりの上限額最大 100 万円 賃金加算あり（更に 15 万円～最大 480 万円加算）
④	労働時間適正管理推進コース	
	労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む場合	・取組みの実施に要した経費の 3/4～4/5 ・１企業当たりの上限額最大 100 万円 賃金加算あり　（更に 15 万円～最大 480 万円加算）
⑤	団体推進コース	
	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体等に対して助成	a.　対象経費の合計額 b.　総事業費から収入額を控除した額 c.　上限額　原則 500 万円 （県単位または複数の県単位で構成する事業主団体などに該当する場合の上限額は 1,000 万円） 上記のいずれか低い方の額

リーフレット

①	適用猶予業種等対応コース　建設業 【 PDF 1.5MB 】 運送業【 PDF 1.5MB 】　病院等 【 PDF 1.3MB 】
②	労働時間短縮・年休促進支援コース 【 PDF 752KB 】
③	勤務間インターバル導入コース 【 PDF 754KB 】
④	労働時間適正管理推進コース 【 PDF 959KB 】
⑤	団体推進コース 【 PDF 802KB 】

申請様式・提出先

No.	申請様式	問い合わせ・提出先
①	適用猶予業種等対応コース	山形労働局　雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1　山交ビル 3 階 TEL：023-624-8228
②	労働時間短縮・年休促進支援コース	
③	勤務間インターバル導入コース	
④	労働時間適正管理推進コース	
⑤	団体推進コース	